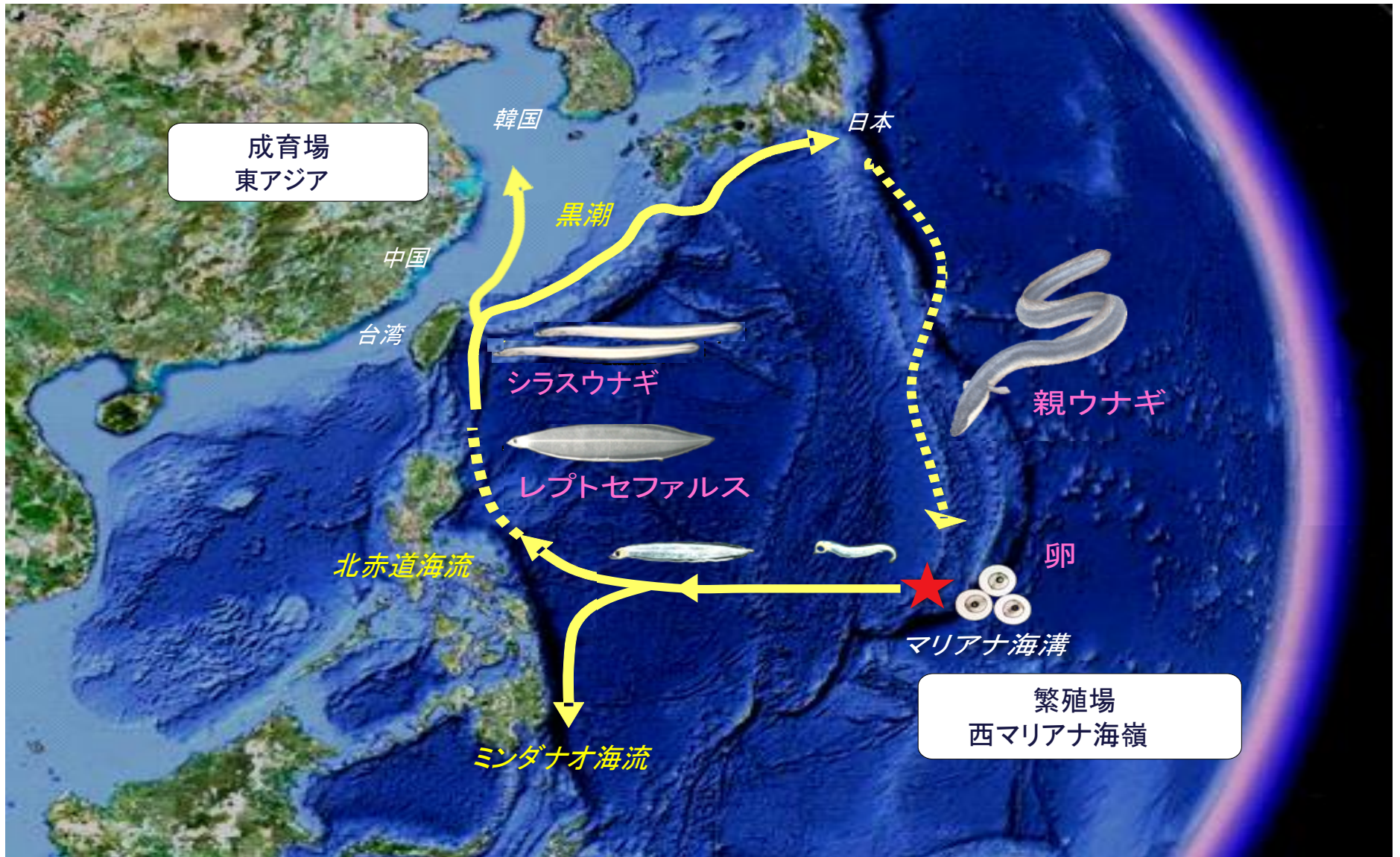


ウナギをめぐる状況と対策について

平成 2 7 年 4 月

水産庁

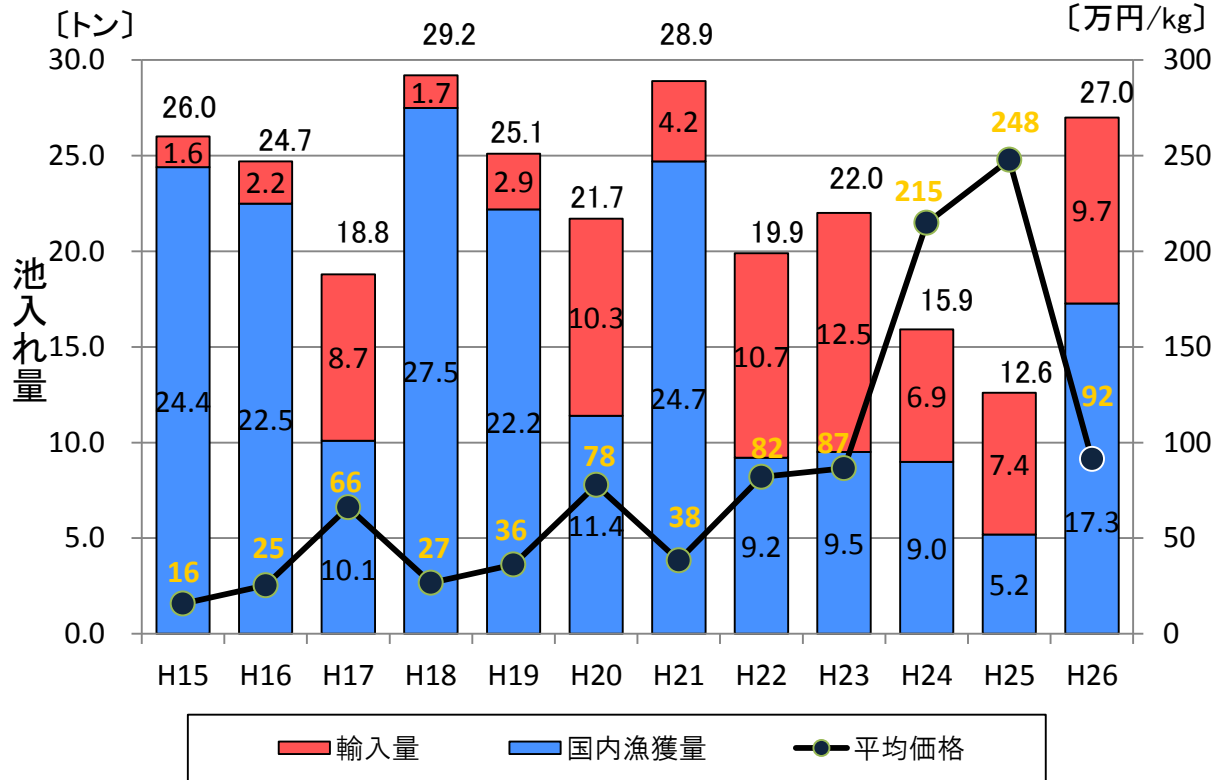
ウナギの一生



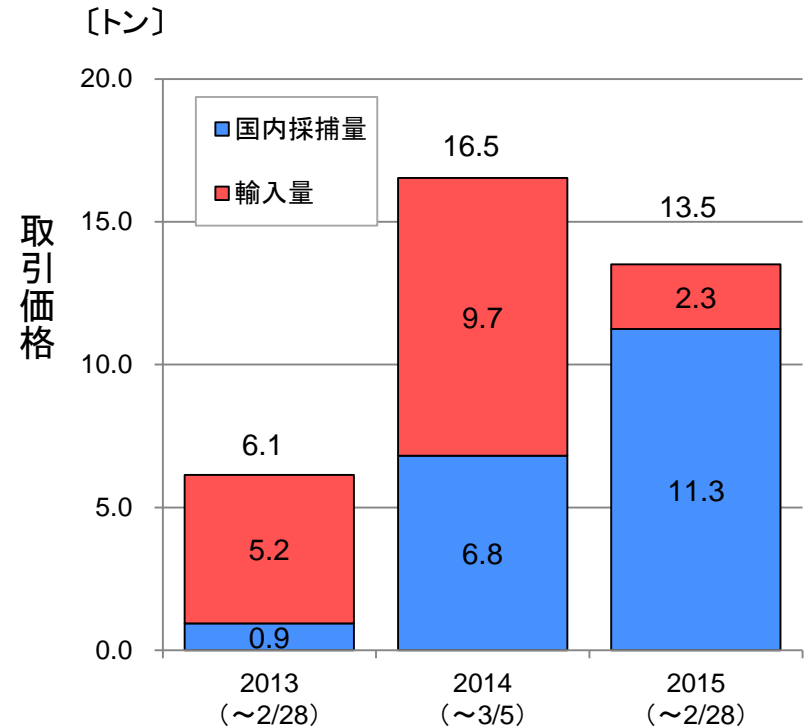
ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- 平成26年漁期(平成25年11月～平成26年10月)のニホンウナギ稚魚(シラスウナギ)の池入れ数量は、27.0トンとなり、昨年漁期(12.6トン)の約2倍となった。内訳は、国内の採捕が17.3トン(前年の3.3倍)、輸入が9.7トン(前年の1.3倍)であった。稚魚の取引価格については、92万円/kgとなった。
- 今漁期(平成26年11月～)2月末までの池入れ数量は、13.5トンと前年同時期(16.5トン)の約8割、一昨年同時期(6.1トン)の約2倍。

■ ニホンウナギ稚魚の池入れ量(年間合計)と取引価格の推移



■ 池入れ量の同時期比較(2月末時点)



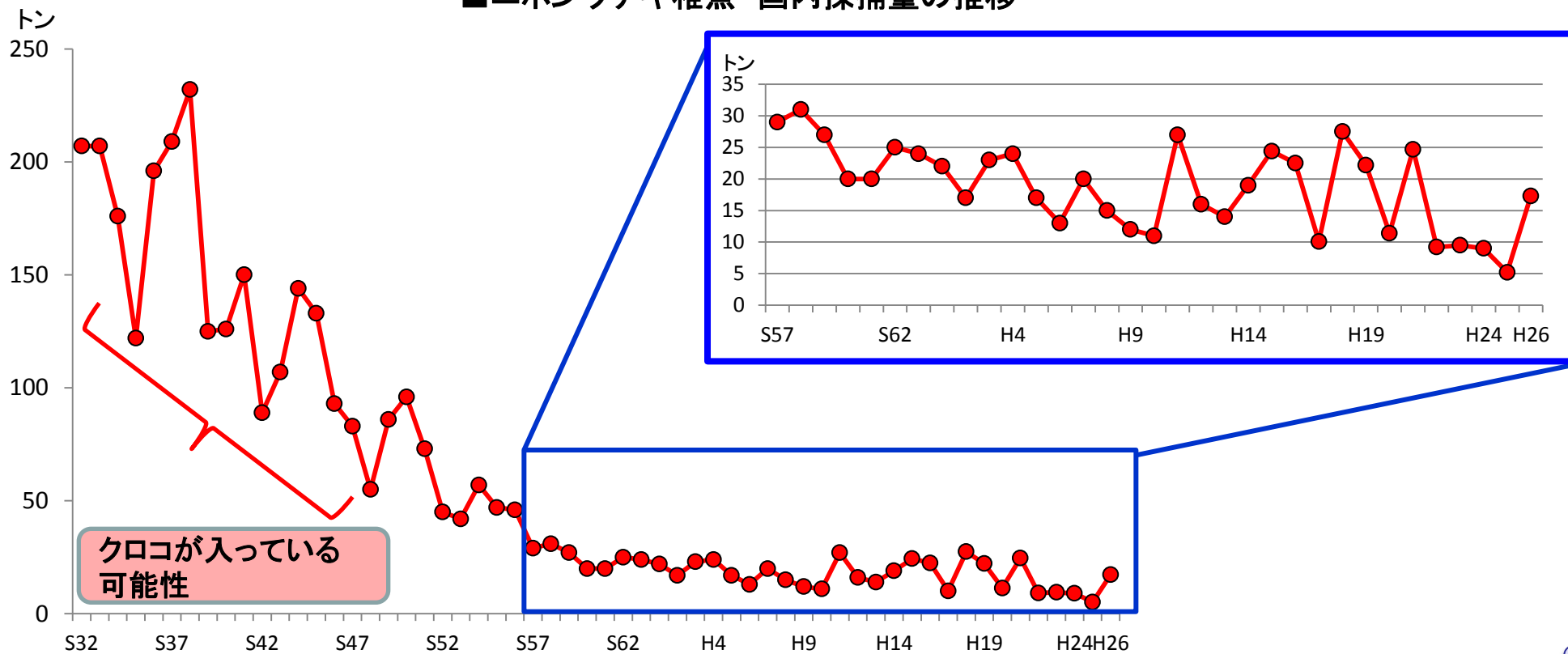
注1: 各年の池入れ量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成15年～平成25年までの池入れ数量は業界調べ、平成26年及び平成27年の池入れ数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。

注2: 輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入れ量から輸入量を差し引いて算出。

シラスウナギの来遊状況について

- シラスウナギの採捕量は、平成26年漁期は比較的良好であったものの、昭和50年代後半以降低水準であり、かつ、減少基調にある。
- シラスウナギの採捕量減少の要因としては、海洋環境の変動、生息環境の悪化、シラスウナギの乱獲が指摘されているが、特定されていない。平成26年漁期の漁模様がやや良好であったことで、ニホンウナギの資源が回復したと判断すべきではなく、引き続き、資源管理や生息環境の改善の取組を進めることが必要。

■ニホンウナギ稚魚 国内採捕量の推移



ウナギをめぐる国際的な情勢

- ヨーロッパウナギは、ワシントン条約の附属書Ⅱに掲載(平成21年発効)。EUは、現在、輸出許可書を発給しないことにより実質的に輸出を禁止。
- 国際自然保護連合(IUCN)は、平成26年6月、ニホンウナギを絶滅危惧IB類、ビカーラ種を準絶滅危惧としてレッドリストに掲載。同年11月には、アメリカウナギも絶滅危惧IB類として掲載(ヨーロッパウナギは既に絶滅危惧IA類として掲載済)。
- 次回のワシントン条約締約国会議は、平成28年に開催予定。これらの種を附属書に掲載して国際取引を制限しようとする提案が提出される可能性。

■IUCNレッドリストカテゴリー

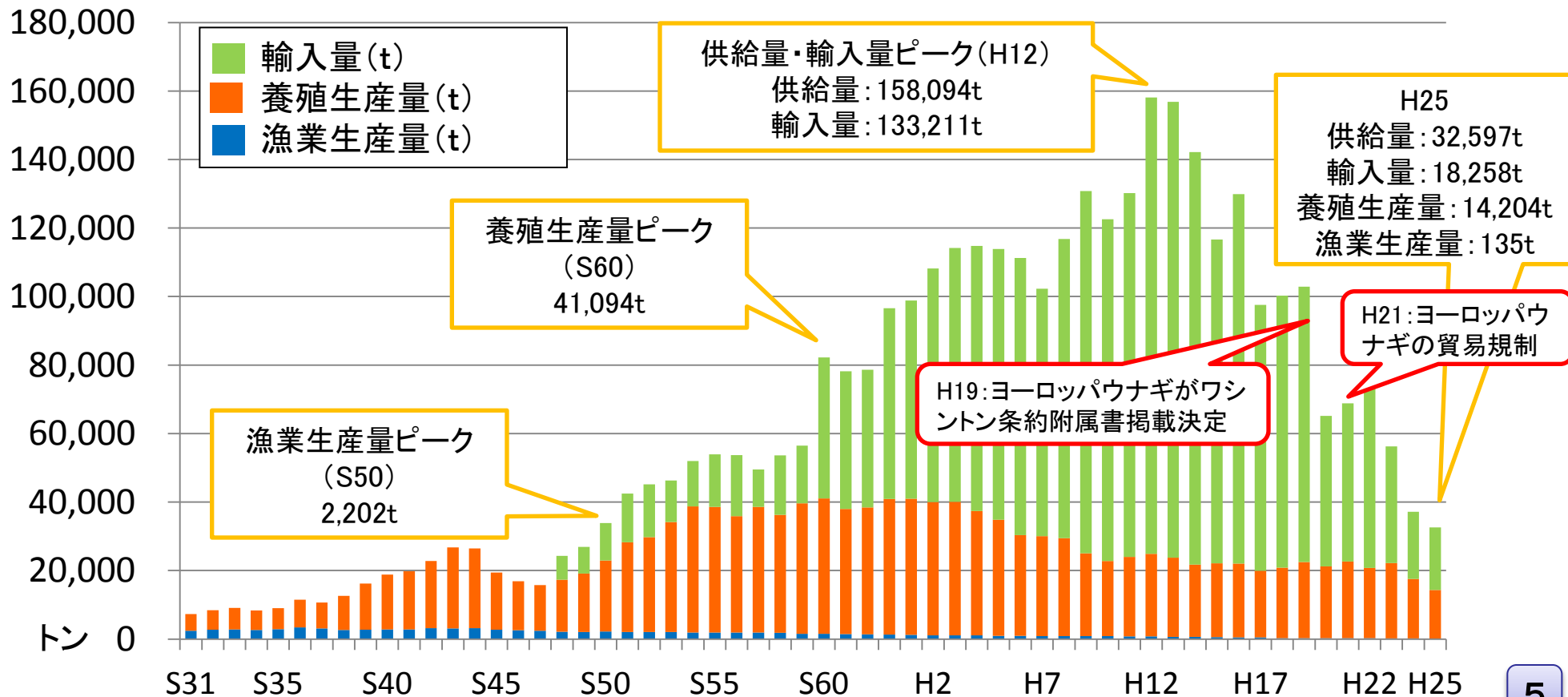
略号	区分	内容	ウナギ類のランク(※2)	具体例(※2)
EX	絶滅 (Extinct)	既に絶滅したと考えられる種		
EW	野生絶滅 (Extinct in the Wild)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
CR (※1)	絶滅危惧 I A類 (Critically Endangered)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	<u>ヨーロッパウナギ</u>	ミナミマグロ
EN (※1)	絶滅危惧 I B類 (Endangered)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種	ニホンウナギ アメリカウナギ	大西洋クロマグロ マナマコ <u>ラッコ</u> トキ <u>ジャイアントパンダ</u>
VU (※1)	絶滅危惧 II 類 (Vulnerable)	絶滅の危険が増大している種	<i>Anguilla borneensis</i> (ボルネオウナギ)	メバチマグロ <u>ニシネズミザメ</u> <u>ジンベエザメ</u>
NT	準絶滅危惧 (Near Threatened)	存続基盤が脆弱な種	<i>Anguilla bicolor</i> (ビカーラ種) <i>Anguilla bengalensis</i> <i>Anguilla celebesensis</i> (セレベスウナギ) <i>Anguilla luzonensis</i>	トド <u>ジュゴン</u>
DD	情報不足 (Data Deficient)	評価するだけの情報が不足している種	<i>Anguilla interioris</i> <i>Anguilla megastoma</i> <i>Anguilla obscura</i>	
LC	低懸念 (Least Concern)	上記のいずれにも該当しない種	<i>Anguilla marmorata</i> (オオウナギ) <i>Anguilla mossambica</i> (モザンビークウナギ) <i>Anguilla nebulosa</i>	ゼニガタアザラン

※1 CR、EN、VUが絶滅危惧種。

※2 はCITES付属書Ⅰ掲載種、 は付属書Ⅱ掲載種を示す。

我が国におけるウナギ供給量の推移

- ウナギの国内供給量は、昭和60年頃から輸入の増加によって増加。平成12年には約16万トンが供給されたが、その後減少し、近年では昭和60年以前と同水準の約6万トンとなっている。
- これは、昭和60年頃から、中国において日本への輸出を目的としたヨーロッパウナギの養殖が急成長し、ヨーロッパウナギの資源の減少とともに急激に衰退したことが主要因である。ヨーロッパウナギは平成19年にワシントン条約の附属書に掲載され、平成21年から貿易取引が制限されている。



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」及び財務省「貿易統計」

ウナギ資源管理対策の推進について

- 今後ともニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要。
- 国際的には、ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ間で国際的な資源管理に向けた協力を進めるとともに、国内においては、日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ間で取り決めた池入れ量の制限を適切に実施するとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策が一層進むよう対応。

国際的な資源管理

ニホンウナギのシラスは黒潮に乗って中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ(台湾)、日本へ流れ着き、そこで漁獲され養殖の種苗として使われていることから、ニホンウナギの資源を持続的に利用していくためにはこれらの国・地域間が協力して資源管理を行っていくことが必要。このため、日本がこれらの国・地域に働きかけを行い、協力に関する議論を開始。

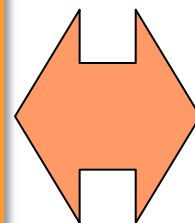
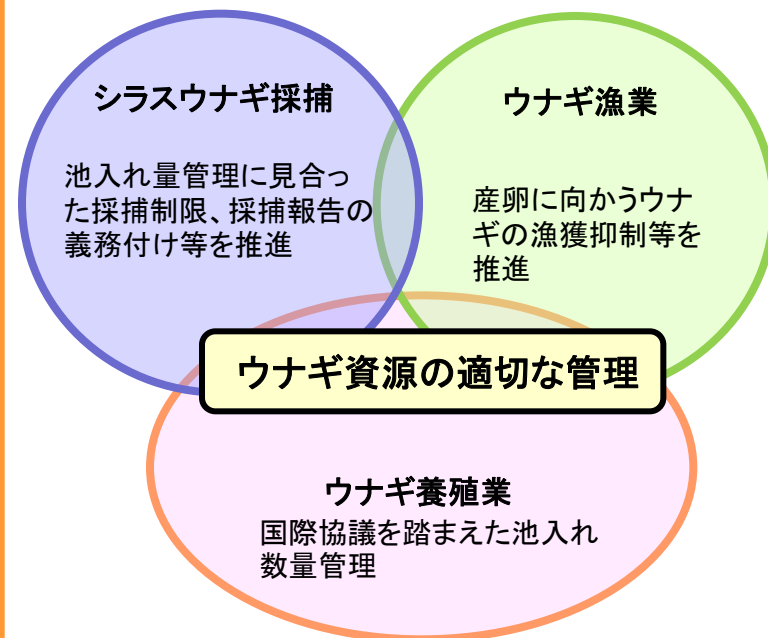
共同声明概要(平成26年9月)

- (1)ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。
- (2)保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。
- (3)法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。

2015年2月には、共同声明を踏まえ、法的枠組み成立の可能性についての検討のための非公式協議を実施。

国内の資源管理

資源管理を三位一体で推進



両輪で対策を推進

国際的な資源管理

- 2012年9月よりニホンウナギを利用する主要国・地域である日本、中国、チャイニーズ・タイペイにより協議を開始し、2014年9月の第7回協議において、日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者間で、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の保存及び管理に関する共同声明を発出。2015年2月には、共同声明を踏まえ、法的枠組み成立の可能性についての検討のための非公式協議を実施。
- 2014年5月より、関係国・地域の養鰻業者の資源管理意識の向上を図るため、上記の政府間協議に加え、官民合同の会合を開催。

<ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（政府間協議）>

【第1回会合 2012年9月】	APECの枠組みの下、日本、中国、チャイニーズ・タイペイの3者で議論開始。
【第7回会合 2014年9月】	日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者間で、以下を内容とする共同声明を発出。 (1)ニホンウナギの池入れ量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。 (2)保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。 (3)法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。

<ウナギ資源の保存及び管理に関する法的枠組み成立の可能性についての検討のための非公式協議（政府間協議）>

【第1回会合 2015年2月】	2014年9月の共同声明を踏まえ、日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの4者間で、ウナギ資源の保存及び管理のための法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について議論開始。
-----------------	--

<官民合同会合>

【日中官民合同会合】2014年5月 青島
【日台官民合同会合】2014年5月 台北
【日韓官民合同会合】2014年7月 光州

ウナギを巡る国際的状況に係る情報や資源に対する危機意識の共有を図るとともに、今後の資源管理の必要性等につき意見交換を実施。

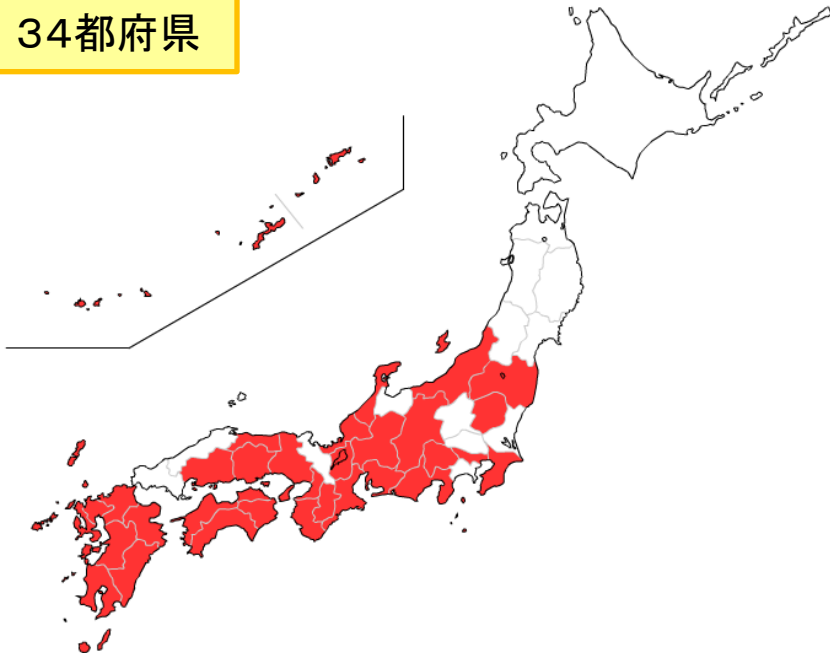
国内における資源管理

(1) ウナギ養殖業

- 国際協議を踏まえた国内措置として、日本の養鰻管理団体として「一般社団法人 全日本持続的養鰻機構」を設立(平成26年10月)。
- ウナギ養殖業を内水面漁業振興法に基づく農林水産大臣への届出養殖業とし、池入れ数量等の報告を義務付け(平成26年11月1日施行)。
- ニホンウナギ稚魚及び異種うなぎ種苗の池入れ数量の制限に係る数量配分ガイドラインに基づき、養殖業者毎の池入れ数量の上限を設定。
- 平成27年以降、ウナギ養殖業に許可制を適用することについて検討。

■平成27年漁期にウナギ養殖業を行う都府県
(平成27年1月、水産庁調べ)

34都府県



「届出書」の提出

現にうなぎ養殖業を営んでいる方は、平成26年11月1日(土)から同年12月1日(月)までの間に、新たにうなぎ養殖業を営もうとする方は、養殖を開始する日の一ヶ月前までに「養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出。



「養殖予定書」の提出

届出養殖業者は、毎年11月1日から同月30日までの間に、平成27年漁期のうなぎの池入量を記載した「養殖予定書」を提出。



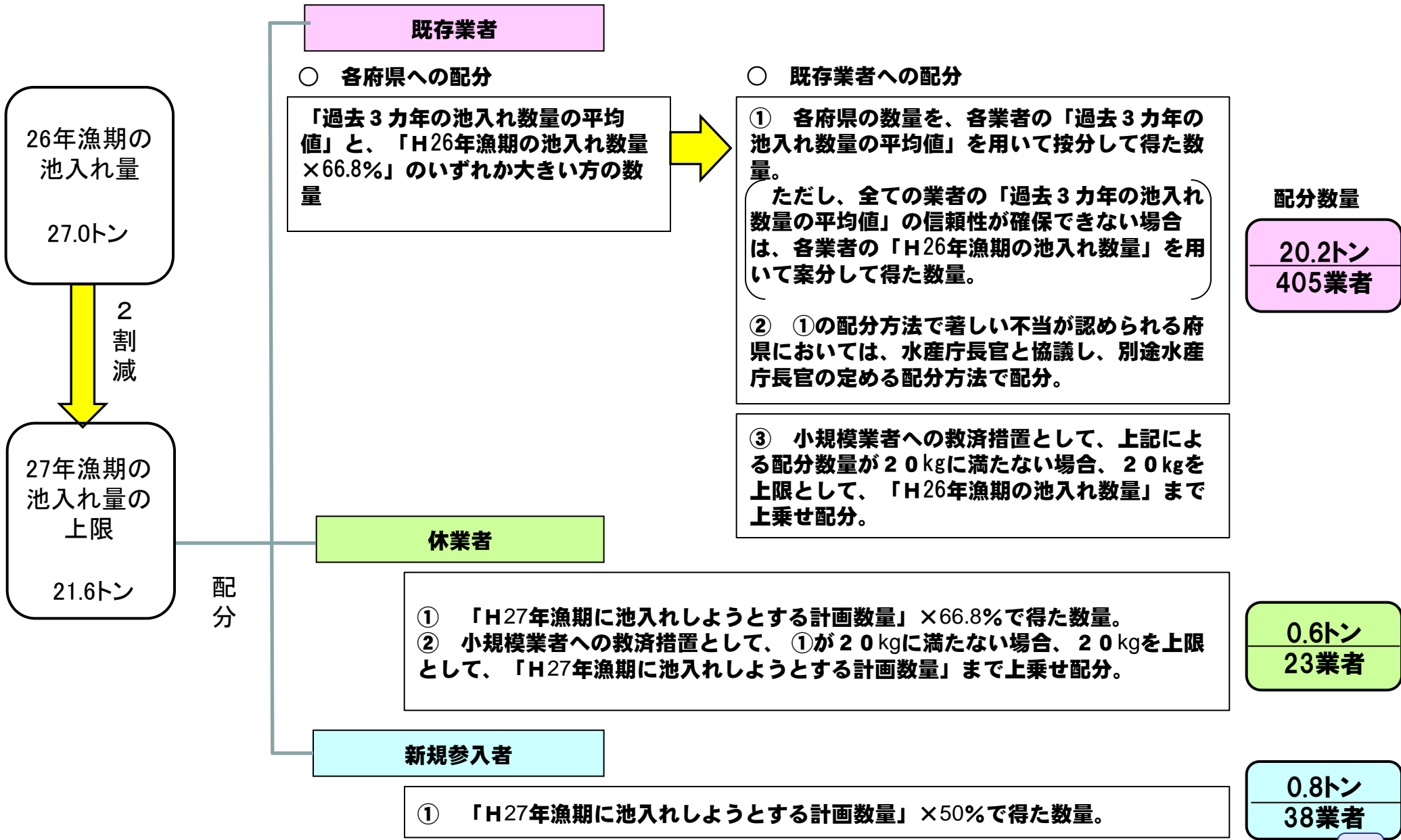
「実績報告書」の提出 (毎月10日提出)



届出を出さない場合等の罰則

必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が課せられることがある。また、報告等が適切になされない場合には、報告徴収及び立入検査の対象となることもある

ニホンウナギ稚魚の池入れ数量の配分の概要



・全体数量の余剰分について、全業者の配分数量を同じ割合で上乗せ配分

内水面漁業の振興に関する法律の概要（平成26年6月27日施行）

一 目的

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与（第1条）

二 基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない（第2条）

三 国及び地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力（第4条～第6条）

四 基本方針

○農林水産大臣による基本方針の策定（第9条） ○都道府県による施策の総合的かつ計画的な実施に必要な場合の施策の実施に関する計画の策定（第10条）

五 内水面漁業の振興に関する施策

1. 内水面水産資源の生息状況等の調査（第11条）

2. 内水面水産資源の回復に関する施策（第12条～第14条）

○内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等 ○特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等
○内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

3. 内水面における漁場環境の再生に関する施策（第15条～第19条）

○内水面に係る水質・水量の確保 ○森林の整備及び保全 ○内水面水産資源の生育に資する施設の整備
○自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

4. 内水面漁業の健全な発展に関する施策（第20条～第25条）

○効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ○多面的機能の発揮に資する取組への支援等
○人材の育成及び確保 ○商品開発等への取組の支援 ○回遊魚類の増殖への支援等 ○国民の理解と関心の増進

5. 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（第26条～第34条）

○指定養殖業について農林水産大臣による許可制度の創設 ○届出養殖業について農林水産大臣への届出制度の創設
○指定養殖業者及び届出養殖業者による実績報告書の農林水産大臣への提出

六 協議会

○共同漁業権者が都道府県知事に協議会の設置を申出 ○都道府県は協議が必要であると認める場合は協議会を設置（第35条第1項・第2項） ○協議会は都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者その他都道府県が必要と認める者で構成（同条第3項）

七 その他

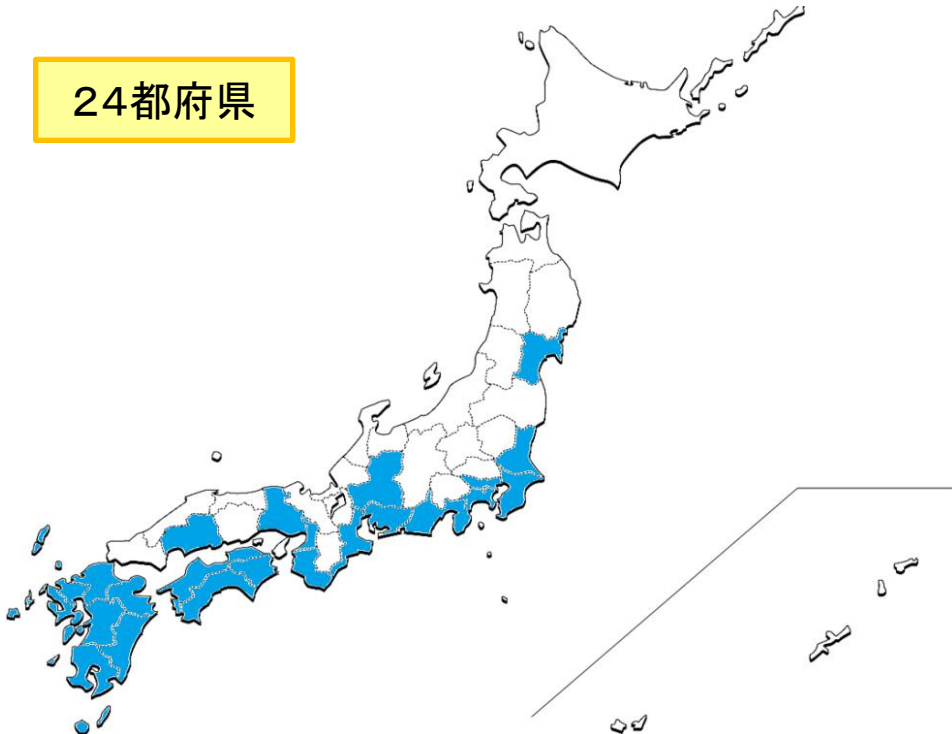
○国の財政上の措置等（第7条） ○連携協力体制の整備（第8条） ○平成二十三年原子力事故による被害等への対策（附則第4条） ○水質汚濁防止法や浄化槽法等による内水面に排出される水に係る規制の在り方についての検討（附則第5条）

(2) シラスウナギ採捕

- 近年のシラス不漁を踏まえ、都府県に対し、平成27年漁期(H26.12～H27.4が採捕期間)において、以下の措置を講じるよう通知(平成26年10月9日)。
- ① 採捕期間の再点検
 - ② 池入れ量管理に見合った採捕数量の上限設定等
 - ③ ウナギ種苗の採捕の実態等の把握が必ずしも十分でない状況を踏まえ、採捕者に以下を義務付けること
 - ・採捕量と出荷先毎の出荷数量の報告
 - ・あらかじめ出荷先を決めている場合は、そこへの出荷

■シラスウナギの特別採捕が行われている都府県

24都府県



■採捕期間や採捕数量の見直し例

(鹿児島県)

平成24年漁期 12月1日～翌年4月30日
平成25年漁期 12月1日～翌年3月31日
平成26年漁期 12月21日～翌年3月20日

(宮崎県)

平成24年漁期 4,094kg
平成25年漁期 2,500kg
平成26年漁期 500kg

(高知県)

平成24年漁期 859.5kg
平成25年漁期 726.0kg
平成26年漁期 550.4kg

(3) ウナギ漁業

- ウナギの漁獲抑制を含むウナギ資源管理に向けた関係者の話し合いを促進するよう全都道府県に依頼するとともに、特に、ウナギ漁業、シラスウナギ採捕又は養鰻業が盛んな県に担当官を派遣して働きかけを実施。
- この結果、主要な養鰻県においては、産卵に向かうために河川から海に下る時期(概ね10月～12月)のウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むことを決定。

● :ウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むこととなった県

鹿児島県

内水面及び海面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～12月

熊本県

内水面及び海面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～3月

高知県

内水面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～3月

宮崎県

内水面でのウナギ採捕を委員会指示により禁止。
・禁止期間 10月～12月

福岡県

下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。

愛知県

下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。

東京都

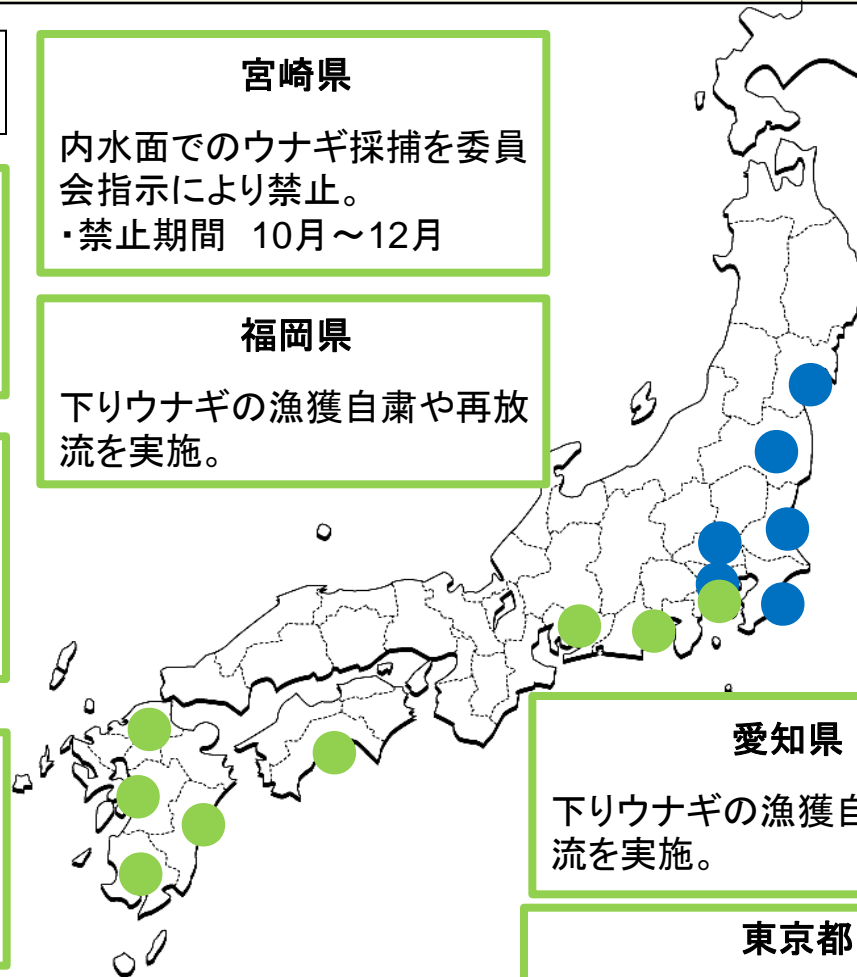
下りウナギの再放流を実施。

静岡県

漁業者や養鰻業者、加工業者、販売業者、料理店を営む者などの拠出により、浜名湖における親ウナギの買い取り放流に取り組む。
・取組期間 10月～11月

● :原子力災害対策特別措置法に基づくウナギの出荷制限等

- ・宮城県 阿武隈川(採捕自粛)
- ・福島県 阿武隈川
- ・埼玉県 江戸川(採捕自粛)
- ・茨城県 利根川、常陸利根川、霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦
- ・千葉県 利根川
- ・東京都 江戸川(採捕自粛)





鹿児島県のポスター



高知県のポスター



愛知県のポスター



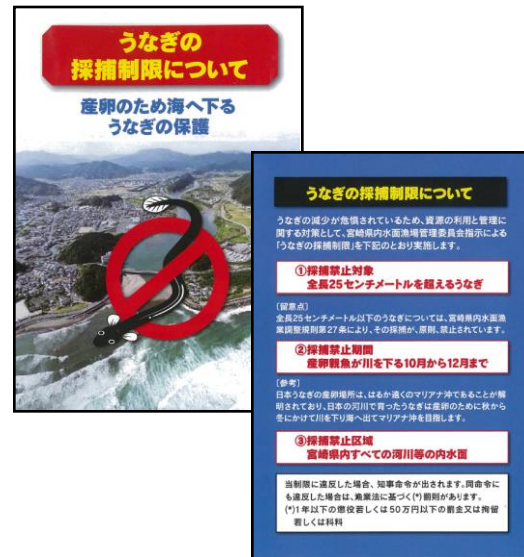
東京都のポスター



熊本県のポスター



福岡県のポスター



宮崎県のパンフレット(一部抜粋)

石倉設置の取組

○ ウナギの生息環境改善のため、ウナギの住み処となるとともに、餌となる生物(エビ类等)を増やす効果が期待される石倉(石を積み上げて網で囲った工作物)の設置を促進。

■ 水産多面的機能発揮対策による石倉の設置(平成26年度)

● : 石倉を設置した県



■ 石倉の設置



■ 設置箇所周辺は禁漁



■ モニタリング調査結果:ウナギ、餌となるヨシエビやカニ類、ハゼ类等



その他資源保護の取組

- 河川等におけるウナギの生息状況の調査やシラスウナギの周年を通じた来遊状況の調査によりウナギの基礎的情報を収集。
- 養鰻業者が行うウナギの放流について支援するとともに、より効果を高めるため、通常の飼育では育成が難しいメスの放流親ウナギの育成試験を実施。

■ ウナギの生態等に係る調査

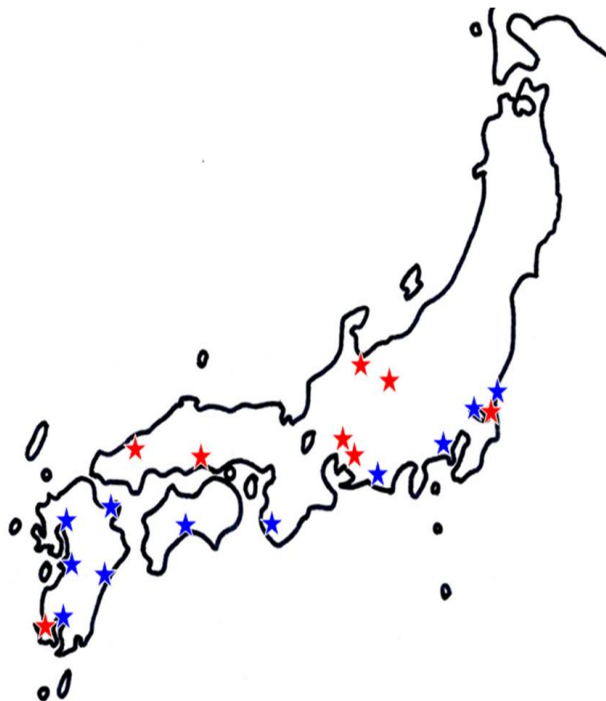
ウナギ調査の実施箇所

★ 鰻生息状況等緊急調査事業

- ・茨城県・千葉県(利根川)
- ・東京都(東京湾周辺河川)
- ・神奈川県(相模川、酒匂川、早川、千歳川)
- ・静岡県(浜名湖)
- ・和歌山県(富田川)
- ・高知県(物部川、夜須川)
- ・福岡県(筑後川)
- ・大分県(国東沿岸)
- ・熊本県(緑川、球磨川)
- ・宮崎県(大淀川、一ツ瀬川、五ヶ瀬川、清武川)
- ・鹿児島県(川内川、網掛川、天降川、肝属川)

★ 内水面資源生息環境改善手法開発事業

- ・茨城県(那珂川、涸沼)
- ・富山県(庄川)
- ・岐阜県(長良川)
- ・岡山県(旭川、児島湾)
- ・島根県(神西湖、高津川)
- ・鹿児島県(花渡川)



■ 放流の実施

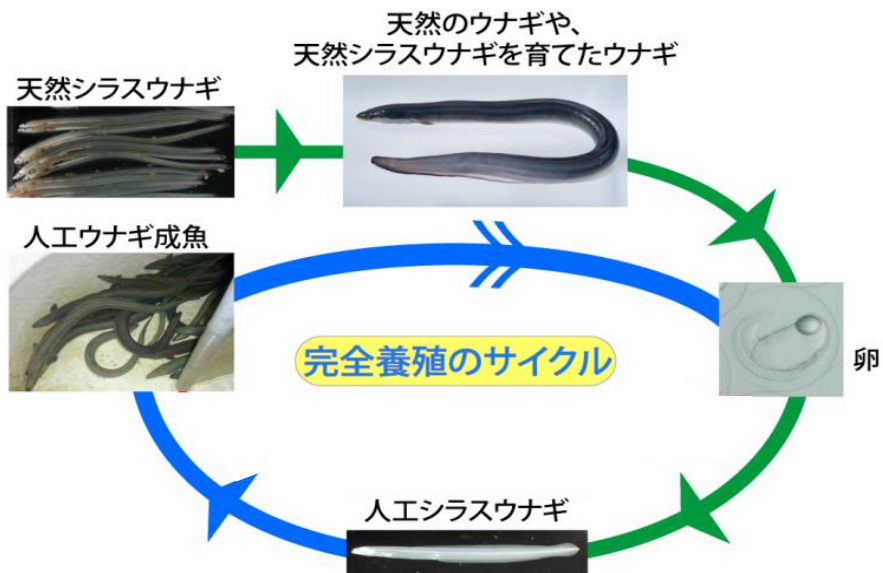


標識ウナギのご提供をお願いします



ウナギ種苗（シラスウナギ）生産技術開発の現状と今後の対応

- 平成14年に卵からシラスウナギまでの飼育に、平成22年には卵から親魚まで育て、親魚から得た卵をふ化させる完全養殖に成功。さらに、平成26年には大型水槽によるシラスウナギまでの飼育に成功。
- 現在、新たな初期飼料や飼育方法の開発等を進めるとともに、シラスウナギの大量生産を加速させるシステムの実証試験を実施。



ウナギ種苗生産技術開発の経過

- ウナギ養殖は河口域で採捕した天然のシラスウナギを親ウナギまで育て出荷。
- 飼育したウナギのほとんどはオスとなる上、飼育下では成熟しないため、1960年代よりメス化、成熟・採卵させる技術を開発。
- 1990年代より卵からふ化した仔魚をシラスウナギまで育てる技術開発を本格的に開始。1990年代後半にはサメ卵を主原料とした飼料が開発され、ふ化仔魚の成長を確認。
- 2002年に独立行政法人 水産総合研究センターが卵からシラスウナギまでの人工飼育に世界で初めて成功。
- 2010年に人工親魚から得た卵をふ化させて「完全養殖」に成功。
- 2014年に大型水槽(1トン)によるシラスウナギまでの飼育に成功。

種苗生産技術開発の対応状況

- 平成24年～28年「天然資源に依存しないマグロ・ウナギの最新型養殖技術開発」
農林水産技術会議の委託プロジェクト研究として、新たな初期飼料及び飼育方法の開発や良質卵の生産技術の開発等を水産総合研究センターが中心となって実施。
- 平成26年～28年「ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業」
水産庁の委託事業として、これまでの技術開発の成果を順次活用し、機械化・自動化による効率化・省力化を図ることにより、ウナギ種苗の大量生産を加速させるシステムの実証試験を実施。これに加え、平成27年度からは受精卵の安定的な確保のための実証試験を開始予定。